

平田与兵衛
 右、去ル九日、御客馬之節、高声
 二て乗形を誉候段、御客
 御目通り等之憚茂無之躰、
 甚以不心得之事情、依之逼塞
 被仰付候事、

「平田与兵衛御客馬之節高声二而乗形を誉候付逼塞被仰付候事」
 (毛利家文庫31小々控14 (20の3))

歴史ノオト⑥

江戸時代の高声（こうしょう）

～「高声」をめぐる3つのできごと～

【禁じられる高声】

「高声」とは、「大きな声。高い声。」(小学館『日本国語大辞典』)のことを言います。今日でも場所柄をわきまえない大声は批判されることが多いですが、江戸時代も変わりはありません。

例えば戦陣において、兵士が大声で話しているのは、指揮の声や合図が行き渡りません。そのため軍法においても、陣中では「小歌其外高声停止之事」と言い渡されています。つまり歌はもちろん、不容易な大声は禁じられていたのです。

こうした「高声」の禁止は、戦場だけではなくありません。ここでは、「高声」が注意を受け、時には処罰の対象になった事例を紹介します。

【「高声」事件簿 その1】

まずは寛延2年（1749）祖式蓑之助の中間（ちゅうげん）・三左衛門の事例です。

この年の1月13日、殿様（6代藩主宗広）が寺参りをされる際、蓑之助にも随行を命じられました。蓑之助の供をした三左

衛門ですが、御小姓の伊藤源左衛門の中間・伝助とトラブルを生じさせてしまいます。事件の発端はたいしたことではなく、進む順序の行き違いに過ぎませんでした。殿様の寺参りの行列内で大きな声が挙がったため、目付が確認のため現場に赴きました。その結果、伝助は行列中のことから言い争うことを控えたものの、三左衛門が大声をあげて抗弁したことが判りました。

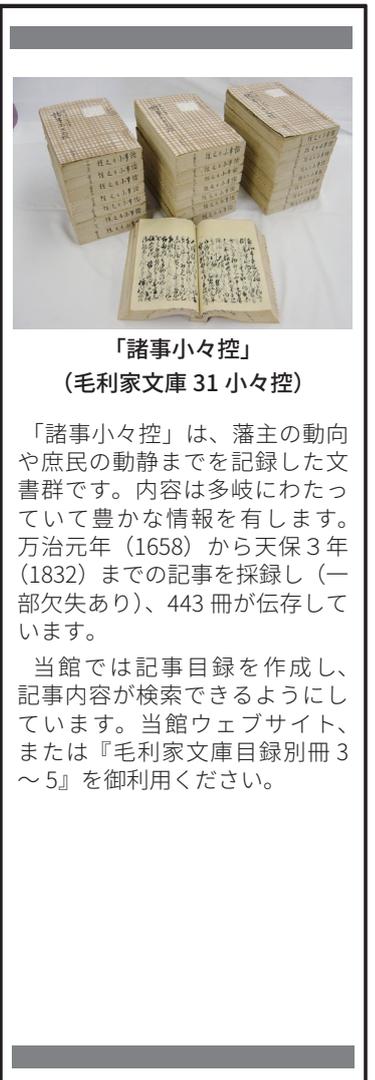
こうしたことから、場所柄に不適切な大声をあげた三左衛門は蓑之助のもとから解雇され、しかも再就職を禁じられる罰を与えられました。

【「高声」事件簿 その2】

もうひとつは明和2年（1765）、御奏者の平田与兵衛が処罰された事例です。場所は萩藩江戸屋敷と考えられます。

12月9日の来客時、おもてなしのひとつとして殿様（7代重就）が所有する馬を披露されました。

騎乗者の「乗形」が見事だったのでしょか、与兵衛は客人の前であることを忘れ、思わず大きな声をあげてしまいます。



「諸事小々控」
 (毛利家文庫 31 小々控)

「諸事小々控」は、藩主の動向や庶民の動静までを記録した文書群です。内容は多岐にわたって豊かな情報を有します。万治元年（1658）から天保3年（1832）までの記事を採録し（一部欠失あり）、443冊が伝存しています。

当館では記事目録を作成し、記事内容が検索できるようにしています。当館ウェブサイト、または『毛利家文庫目録別冊3～5』を御利用ください。

大切な客人を前にした与兵衛の振る舞いは当然問題視され、12月16日に逼塞を命じられてしまいます。しかし、重罪というほどのこともなかったため、26日には許されました。

【行儀の悪い大名たち】

とりあげたふたつの事例は、萩藩士や、藩士に仕える人々です。一方で大名はどうだったのでしょうか。大声で騒ぐようなことはなかったのでしょうか。

寛保元年（1741）7月6日、幕府は諸大名に対して次のような指令を出しています。

將軍へ定例の挨拶のため登城した大名たちの中に、お目見えが済むまでの間、大声で話している者がいる。このことは大変不作法なので慎むように。今後、そのようなことがあれば誰であるのかを確認することとする。

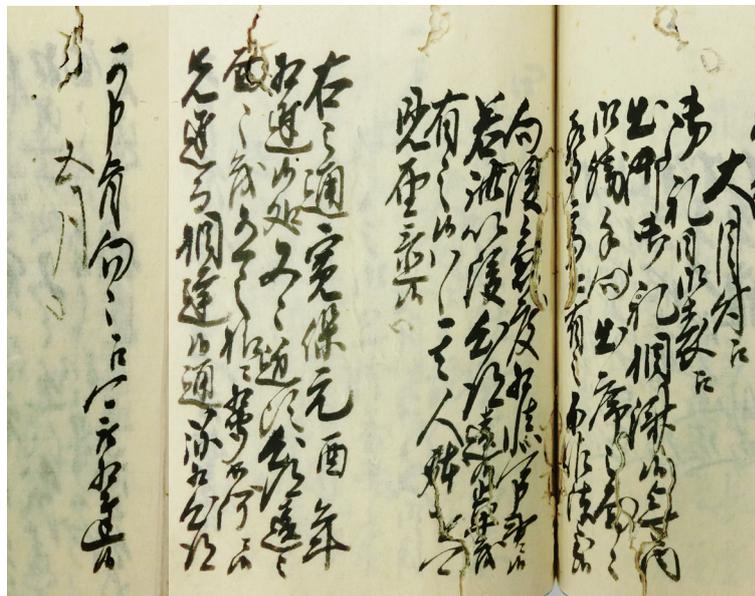
驚くべきことに、江戸城において、將軍への謁見前、大

名同士が「歓談（?）」しているというのです。ここでは、大名にとって主君である將軍へ拝謁することへの「緊張感」はあまり感じられません。時と言ひ、場所と言ひ、大名に対して抱くイメージと大きくかけ離れた姿が垣間見えます。

しかもこうした指令は1度ではありませんでした。42年後の天明3年（1783）、同様の指令が出されています。しかもこの時には次のようなひとことが添えられています。

このことは寛保元年にも指示したところである。しかし、近頃は勘違いしている者もあるように耳にしているがいかがであろうか。以前に伝えたように、きちんと心に留め置くように。

儀式・典礼や政治向きの通達であればともかくも、「江戸城内で大声で騒ぐな！」と命じなければならない現状。これが幕府の権威が失われていく過程の中で生じたものなのか定かではありませんが、強固な幕藩体制の緩みを想像してしまう一幕です。



大目付江
御礼日御表江
出御、御礼相済候迄之内
御勝手向出席之面々
声高二有之、不作法之至候、
向後急度相慎可申事二候、
若此以後心得違候輩茂
有之候ハ、其人躰を可
見届置候、
右之通寛保元西年
相達候処、又々近頃心得違之
面々茂有之様二相聞如何二候
先達而相達候通弥御心得
可申旨向々江可被相達候、
五月

毛利家文庫41公儀事15（17の2）「於御城御礼日高声不仕様二との御廻状之事」より。2度目の注意が出た際のものです。

幕府が大名に対して指令を伝えるひとつに「大目付廻状」があります。老中は指令を大目付に伝えます。次に大目付は、いくつかある大名のグループの代表者を集めてその指令を伝えます。大名のグループの代表者は、受け取った指令を自分のグループのメンバーに回して、幕府の指示を周知させました。この時、萩藩と同じグループには、広島藩浅野家、米沢藩上杉家、佐賀藩鍋島家、二本松藩丹羽家などがいました。